電気最終保障供給約款

2026 年 11 月 1 日 実施

関西電力送配電株式会社

2026年10月14日　届 出

電　気　最　終　保　障　供　給　約　款

目　　次

Ⅰ　総　　則 …… Ⅰ-1

1　適　　用 …… Ⅰ-1

2　最終保障供給約款の届出および変更 …… Ⅰ-1

3　定　　義 …… Ⅰ-1

4　単位および端数処理 …… Ⅰ-4

5　実　施　細　目 …… Ⅰ-5

Ⅱ　契約の申込み …… Ⅱ-1

6　需給契約の申込み …… Ⅱ-1

7　需給契約の成立および契約期間 …… Ⅱ-2

8　需　要　場　所 …… Ⅱ-2

9　需給契約の単位 …… Ⅱ-2

10　供給の開始 …… Ⅱ-3

11　供給の単位 …… Ⅱ-3

12　供給電気方式，供給電圧および周波数 …… Ⅱ-3

13　承諾の限界 …… Ⅱ-3

14　需給契約書の作成 …… Ⅱ-4

Ⅲ　契約種別および料金 …… Ⅲ-1

15　契　約　種　別 …… Ⅲ-1

16　最終保障電力 …… Ⅲ-1

17　最終保障予備電力 …… Ⅲ-6

Ⅳ　料金の算定および支払い …… Ⅳ-1

18　料金の適用開始の時期 …… Ⅳ-1

19　検　　針　　日 …… Ⅳ-1
20　料金の算定期間 …… Ⅳ-2
21　計　　量 …… Ⅳ-2
22　使用電力量の算定等 …… Ⅳ-2
23　料 金 の 算 定 …… Ⅳ-3
24　日　割　計　算 …… Ⅳ-3
25　料金の支払義務 …… Ⅳ-4
26　料金の支払期日 …… Ⅳ-4
27　料金その他の支払方法 …… Ⅳ-6
28　延　滞　利　息 …… Ⅳ-6
29　保　　証　　金 …… Ⅳ-7

Ⅴ　使用および供給 …… Ⅴ-1
30　適正契約の保持 …… Ⅴ-1
31　契 約 超 過 金 …… Ⅴ-1
32　力 率 の 保 持 …… Ⅴ-1
33　需要場所への立入りによる業務の実施 …… Ⅴ-1
34　電気の使用にともなうお客さまの協力 …… Ⅴ-2
35　供 給 の 停 止 …… Ⅴ-3
36　供給停止の解除 …… Ⅴ-4
37　供給停止期間中の料金 …… Ⅴ-4
38　違　　約　　金 …… Ⅴ-5
39　供給の中止または使用の制限もしくは中止 …… Ⅴ-5
40　損害賠償の免責 …… Ⅴ-5
41　設 備 の 賠 償 …… Ⅴ-6

Ⅵ　契約の変更および終了 …… Ⅵ-1
42　需給契約の変更 …… Ⅵ-1
43　名 義 の 変 更 …… Ⅵ-1

44　需給契約の消滅 …… Ⅵ-1
45　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算 …… Ⅵ-2
46　解　　約 …… Ⅵ-3
47　需給契約消滅後の債権債務関係 …… Ⅵ-4

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担 …… Ⅶ-1
48　供給方法，工事および施設 …… Ⅶ-1
49　工事費負担金等の申受けおよび精算 …… Ⅶ-1
50　工事費等に関する契約書の作成 …… Ⅶ-2

Ⅷ　保　　安 …… Ⅷ-1
51　保安の責任 …… Ⅷ-1
52　保安等に対するお客さまの協力 …… Ⅷ-1

附　　則 …… 附則-1

別　　表 …… 別表-1

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

⑴　当社が，高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気の供給を保障するための電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この電気最終保障供給約款（以下「この最終保障供給約款」といいます。）によります。

⑵　この最終保障供給約款は，当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます。），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

２　最終保障供給約款の届出および変更

⑴　この最終保障供給約款は，電気事業法第20条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

⑵　当社は，この最終保障供給約款を変更することがあります。この場合には，電気料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の電気最終保障供給約款によります。

３　定　　義

次の言葉は，この最終保障供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

⑴　低　　圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

⑵　高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

⑶　特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

⑷　電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

⑸　小型機器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

⑹　動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

⑺　付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯

⑻　契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

⑼　契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

⑽　最大需要電力

30分ごとの需要電力の最大値であって，当社またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が取り付ける記録型計量器により計量される値をいいます。

⑾　夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

⑿　その他季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

⒀　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。

⒁　スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）をいいます。

⒂　平均市場価格算定期間

スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし，毎年１月21日から２月20日までの期間，２月21日から３月20日までの期間，３月21日から４月20日までの期間，４月21日から５月20日までの期間，５月21日から６月20日までの期間，６月21日から７月20日までの期間，７月21日から８月20日までの期間，８月21日から９月20日までの期間，９月21日から10月20日までの期間，10月21日から11月20日までの期間，11月21日から12月20日までの期間または12月21日から翌年の１月20日までの期間をいいます。

⒃　貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

⒄　平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から１月31日までの期間，２月１日から２

月28日までの期間（閏年の場合は，２月29日までの期間といたします。），３月１日から３月31日までの期間，４月１日から４月30日までの期間，５月１日から５月31日までの期間，６月１日から６月30日までの期間，７月１日から７月31日までの期間，８月１日から８月31日までの期間，９月１日から９月30日までの期間，10月１日から10月31日までの期間，11月１日から11月30日までの期間または12月１日から12月31日までの期間をいいます。

⑱　加重平均市場価格算定期間

スポット市場価格にもとづき加重平均市場価格を算定する場合の期間とし，毎年２月21日から３月20日までの期間，３月21日から４月20日までの期間，４月21日から５月20日までの期間，５月21日から６月20日までの期間，６月21日から７月20日までの期間，７月21日から８月20日までの期間，８月21日から９月20日までの期間，９月21日から10月20日までの期間，10月21日から11月20日までの期間，11月21日から12月20日までの期間，12月21日から翌年の１月20日までの期間または翌年の１月21日から２月20日までの期間をいいます。

４　単位および端数処理

この最終保障供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

⑴　契約電力および最大需要電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑵　使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑶　力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑷　料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

５　実 施 細 目

この最終保障供給約款の実施上必要な細目的事項は，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

６　需給契約の申込み

⑴　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの最終保障供給約款および当社または当該配電事業者の託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。なお，当社または当該配電事業者が託送約款等を変更した場合には，変更後の託送約款等によります。）における需要者に関する事項を承認のうえ，次の事項を明らかにして，申込みをしていただきます。ただし，申込みの内容に変更が生じる場合は，原則として，変更前の申込みは取消しがなされたものとし，あらためて当社に申込みをしていただきます。

なお，この場合には，当社所定の申込書を使用していただくことがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，負荷設備，受電設備，契約電力，発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。），業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

⑵　⑴により需給契約の申込みをされる場合は，お客さまは，あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。

イ　託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。

ロ　当社または当該配電事業者が，発電量調整供給等の実施に必要なお客さまの情報を需要場所と同一の場所である託送約款等に定める発電場所の発電者および当該発電場所に係る託送約款等に定める発電契約者，または当社もしくは当該配電事業者と再生可能エネルギー特別措置法第２条第５項に定める特定契約もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約等を締結する者に対し提供すること。

ハ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当社が，当

該配電事業者が接続供給のために必要とするお客さまの情報について，当該配電事業者に提供すること。

ニ　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，当該配電事業者が，接続供給の実施に必要なお客さまの情報を，当社に対し提供すること。

⑶　契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。

⑷　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または当該配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

⑸　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，17（最終保障予備電力）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

７　需給契約の成立および契約期間

⑴　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

⑵　契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

なお，契約使用期間は１年をこえないものといたします。

８　需 要 場 所

需要場所は，託送約款等に定めるところによります。

９　需給契約の単位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

10　供給の開始

⑴　当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

⑵　天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11　供給の単位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として１需要場所につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

12　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，契約電力に応じて次のとおりとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合または当社もしくは当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には，当該標準電圧より上位または下位の電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給することがあります。

契約電力2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト
契約電力2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

13　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，当社または当該配電事業者の供給設備の状況ならびに料金，この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この最終保障供給約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といい

ます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合またはこの最終保障供給約款により電気の供給を受けるお客さま以外のお客さまの利益を阻害するおそれがある場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお客さまにお知らせいたします。

14　需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

なお，需給契約書を作成しない場合は，電気の需給に関する必要な事項について，書面をもってお知らせいたします。

Ⅲ　契約種別および料金

15　契 約 種 別

契約種別は，次のとおりといたします。

契約種別	最 終 保 障 電 力	A
		B
	最終保障予備電力	A
		B

16　最終保障電力

(1)　最終保障電力Ａ

イ　適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電力が50キロワット以上であること。ただし，特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

(ロ)　使用する電灯または小型機器について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

ロ　契約電力

契約電力は，使用される負荷設備および受電設備の内容，または最大需要電力の実績，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，㈠によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が37,500円を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が37,500円を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（加重平均市場価格調整）⑴イによって算定された加重平均市場価格が10円82銭を下回る場合は，別表４（加重平均市場価格調整）⑴ニによって算定された加重平均市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（加重平均市場価格調整）⑴イによって算定された加重平均市場価格が10円82銭を上回る場合は，別表４（加重平均市場価格調整）⑴ニによって算定された加重平均市場価格調整額を加えたものとし，別表２（市場価格調整）⑴ホによって算定された市場価格調整単価が，別表２（市場価格調整）⑴ホ㈠となる場合は，別表２（市場価格調整）⑴トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表２（市場価格調整）⑴ホによって算定された市場価格調整単価が，別表２（市場価格調整）⑴ホ㈡または㈠となる場合は，別表２（市場価格調整）⑴トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

㈠　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力Ａによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,640 円　00 銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2,332 円　44 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	2,332 円　44 銭

㈺　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	23 円　05 銭	21 円　77 銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	21 円　06 銭	19 円　90 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	21 円　06 銭	19 円　90 銭

㈻　力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，託送約款等に定める平均力率早見表によるものといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

⑵　最終保障電力Ｂ

イ　適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）

を使用する需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。

㈠　契約電力が50キロワット以上であること。ただし，特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

㈡　使用する付帯電灯について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について託送約款等に定める臨時接続送電サービス契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

ロ　契約電力

契約電力は，使用される負荷設備および受電設備の内容，または最大需要電力の実績，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，㈡によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が37,500円を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が37,500円を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（加重平均市場価格調整）⑴イによって算定された加重平均市場価格が10円82銭を下回る場合は，別表４（加重平均市場価格調整）⑴ニによって算定された加重平均市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（加重平均市場価格調整）⑴イによって算定された加重平均市場価格が10円82銭を上回る場合は，別表４（加重平均市場価格調整）⑴ニによって算定された加重平均市場価格調整額を加えたものとし，別表２（市場価格調整）⑴

ホによって算定された市場価格調整単価が，別表２（市場価格調整）⑴ホ㈠となる場合は，別表２（市場価格調整）⑴トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表２（市場価格調整）⑴ホによって算定された市場価格調整単価が，別表２（市場価格調整）⑴ホ㈡または㈢となる場合は，別表２（市場価格調整）⑴トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

㈠　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（最終保障予備電力Ｂによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	2,640 円　00 銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	2,332 円　44 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	2,332 円　44 銭

㈡　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	23 円　05 銭	21 円　77 銭
	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を受ける場合	21 円　06 銭	19 円　90 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	21 円　06 銭	19 円　90 銭

㈢　力率割引および割増し

ａ　力率は，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率

は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，託送約款等に定める平均力率早見表によるものといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ニ　そ の 他

発電設備等その他を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

17　最終保障予備電力

⑴　最終保障予備電力Ａ

イ　適用範囲

最終保障電力Ａのお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

㈠　予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

㈡　予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合

ロ　契約電力

契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合で，お客さまが常時供給分の契約電力と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は，１年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて，お客さまと当社との協議によって定めます。この場

合の契約電力は，常時供給分の契約電力が50キロワット未満のときを除き，50キロワットを下回らないものといたします。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が37,500円を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が37,500円を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（加重平均市場価格調整）⑴イによって算定された加重平均市場価格が10円82銭を下回る場合は，別表４（加重平均市場価格調整）⑴ニによって算定された加重平均市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（加重平均市場価格調整）⑴イによって算定された加重平均市場価格が10円82銭を上回る場合は，別表４（加重平均市場価格調整）⑴ニによって算定された加重平均市場価格調整額を加えたものとし，別表２（市場価格調整）⑴ホによって算定された市場価格調整単価が，別表２（市場価格調整）⑴ホ㈠となる場合は，別表２（市場価格調整）⑴トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表２（市場価格調整）⑴ホによって算定された市場価格調整単価が，別表２（市場価格調整）⑴ホ㈡または㈢となる場合は，別表２（市場価格調整）⑴トによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

㈠　基本料金

基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，１月につき次のとおりといたします。ただし，特別高圧で常時供給を受け，かつ，高圧で予備供給を受ける場合には，契約電力は，基本料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失修正率で修正したものといたします。

		予 備 線	予備電源
契約電力1キロワットにつき	高圧で常時供給を受ける場合	137 円 28 銭	261 円 36 銭
	特別高圧で常時供給を受ける場合	95 円 04 銭	146 円 52 銭

(ﾛ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には，使用電力量は，電力量料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失修正率で修正したものといたします。

(ﾊ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，最終保障予備電力Ａによって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

ニ そ の 他

(ｲ) お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

(ﾛ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，最終保障電力Ａに準ずるものといたします。

(2) 最終保障予備電力Ｂ

ｲ 適用範囲

最終保障電力Ｂのお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

(ｲ) 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

(ﾛ) 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変

電所から常時供給電圧と異なった電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給を受ける場合

ロ　契約電力

契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合で，お客さまが常時供給分の契約電力と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は，１年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，常時供給分の契約電力が50キロワット未満のときを除き，50キロワットを下回らないものといたします。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が37,500円を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が37,500円を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表４（加重平均市場価格調整）⑴イによって算定された加重平均市場価格が10円82銭を下回る場合は，別表４（加重平均市場価格調整）⑴ニによって算定された加重平均市場価格調整額を差し引いたものとし，別表４（加重平均市場価格調整）⑴イによって算定された加重平均市場価格が10円82銭を上回る場合は，別表４（加重平均市場価格調整）⑴ニによって算定された加重平均市場価格調整額を加えたものとし，別表２（市場価格調整）⑴ホによって算定された市場価格調整単価が，別表２（市場価格調整）⑴ホ㈠となる場合は，別表２（市場価格調整）⑴トによって算定された市場価格調整額を差し引いたものとし，別表２（市場価格調整）⑴ホによって算定された市場価格調整単価が，別表２（市場価格調整）⑴ホ㈡または㈢となる場合は，別表２（市場価格調整）⑴トによって

算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，１月につき次のとおりといたします。ただし，特別高圧で常時供給を受け，かつ，高圧で予備供給を受ける場合には，契約電力は，基本料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失修正率で修正したものといたします。

		予 備 線	予備電源
契約電力１キロワットにつき	高圧で常時供給を受ける場合	137 円 28 銭	261 円 36 銭
	特別高圧で常時供給を受ける場合	95 円 04 銭	146 円 52 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用するものとし，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には，使用電力量は，電力量料金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失修正率で修正したものといたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，最終保障予備電力Ｂによって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

ニ そ の 他

(イ) お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

(ロ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，最終保障電力Ｂに準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

18　料金の適用開始の時期

料金は，あらかじめ定めた需給開始日から適用いたします。ただし，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合またはお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合は，あらためてお客さまと当社との協議によって定められた需給開始日から適用いたします。

19　検　針　日

検針日は，次により，当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

⑴　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，高圧で電気の供給を受ける場合で契約電力が500キロワット以上のとき，または特別高圧で電気の供給を受ける場合の検針日は，当社または当該配電事業者が検針日を定める場合を除き，実際に検針を行なった日にかかわらず，毎月１日といたします。

⑵　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

⑶　当社または当該配電事業者は，やむをえない事情のある場合には，⑴にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

⑷　当社または当該配電事業者は，次の場合には，⑴にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　非常変災の場合

ハ　その他特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

⑸　⑶の場合で，検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

⑹　⑷イにより検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

⑺　⑷ロまたはハの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

20　料金の算定期間

⑴　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

⑵　当社があらかじめお客さまに電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合は，⑴にかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

21　計　　量

⑴　使用電力量および最大需要電力は，原則として，託送約款等に定める記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。

⑵　計量の結果は，各月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。

22　使用電力量の算定等

⑴　使用電力量

使用電力量は，30分ごとに，計量された電力量といたします。

また，料金の算定期間の使用電力量は，30分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（ただし，需給契約を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

⑵　19（検針日）⑵または⑷の場合で，検針を行なわなかったときの使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，計量された使用電力量または最大需要電力といたします。

⑶　記録型計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できない場合には，使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，計量された使用電力量または最大需要電力といたします。

23　料金の算定

⑴　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し，再開し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ　契約種別，契約電力，供給電圧等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ　20（料金の算定期間）⑴の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ニ　20（料金の算定期間）⑵の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

⑵　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

24　日 割 計 算

⑴　当社は，23（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニの場合の基本料金は，別

表５（日割計算の基本算式）⑴により日割計算をいたします。

⑵　23（料金の算定）⑴イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，23（料金の算定）⑴ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

⑶　力率に変更がある場合は，次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，別表５（日割計算の基本算式）⑴により日割計算をいたします。

ロ　負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。

25　料金の支払義務

お客さまの料金の支払義務が発生する日は，次の場合を除き，検針日といたします。

⑴　22（使用電力量の算定等）⑶の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

⑵　27（料金その他の支払方法）⑷の場合は，当該支払期に属する最終月の検針日といたします。

⑶　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

⑷　19（検針日）⑹の場合は，次回の検針日といたします。

26　料金の支払期日

⑴　お客さまの料金の支払期日は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし，当社または当該配電事業者が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といた

します。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

イ　お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ロ　お客さまが破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ハ　お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ニ　お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

ホ　その他の理由でお客さまに明らかに料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認め，その旨を当社がお客さまに通知した場合

⑵　お客さまが⑴イからホまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。

イ　お客さまが⑴イからホまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，お客さまが⑴イからホまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，お客さまが⑴イからホまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から７日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

ロ　お客さまが⑴イからホまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

なお，⑴イからニまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間

の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生ずるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨をお客さまに通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生ずるおそれがあると当社が認める場合は，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨をお客さまに通知いたします。

27　料金その他の支払方法

⑴　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関等を通じて払い込み等によりお客さまから支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，お客さまの負担といたします。

⑵　お客さまが料金を⑴により支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときに当社への支払いがなされたものといたします。

⑶　料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

⑷　料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，⑴にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

⑸　当社は，電気の使用に先だって予納金を申し受けることがあります。

なお，予納金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。また，当社は，予納金について利息を付しません。

28　延 滞 利 息

⑴　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息をお客さまから申し受けます。

⑵　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

⑶　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

29　保　証　金

⑴　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。

㈠　他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

㈡　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

⑵　保証金の預かり期間は，預かり日から，契約期間満了の日以降60日目の日までといたします。

⑶　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。

⑷　当社は，保証金について利息を付しません。

⑸　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，⑶により支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

Ⅴ　使用および供給

30　適正契約の保持

当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

31　契約超過金

⑴　お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社または当該配電事業者の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金としてお客さまから申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

⑵　契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

32　力率の保持

⑴　需給地点の力率は，託送約款等に定めるところにより，原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

⑵　当社または当該配電事業者は，技術上必要がある場合には，お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお，この場合の当該需給地点の１月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

33　需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該配電事業者は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾を

えてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（需給契約の終了後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

⑴　需給地点に至るまでの当社または当該配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

⑵　52（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

⑶　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，負荷設備，受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

⑷　計量器の検針または計量値の確認

⑸　35（供給の停止），44（需給契約の消滅）⑴または46（解約）により必要な処置

⑹　その他この最終保障供給約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは当該配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

34　電気の使用にともなうお客さまの協力

⑴　お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社，当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，お客さまの負担で，当社または当該配電事業者が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

⑵　お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，⑴に準じて取り扱います。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，当社または当該配電事業者が別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

35　供給の停止

⑴　お客さまが託送約款等に定める供給の停止の理由に該当する場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

⑵　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にもとづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ニ　この最終保障供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合

⑶　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　最終保障電力Ｂによって電気を使用された場合（最終保障予備電力Ｂによって電気を使用された場合を含みます。）で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ニ　33（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社または当該配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ホ　34（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

⑷　お客さまがその他この最終保障供給約款に反した場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

⑸　(1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には，当社または当該配電事業者は，当社または当該配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

36　供給停止の解除

35（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

37　供給停止期間中の料金

35（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を24（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。

38　違　約　金

⑴　お客さまが35（供給の停止）⑶ロもしくはハまたは託送約款等に定めるところにより違約金を申し受ける事由に該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金としてお客さまから申し受けます。

⑵　⑴の免れた金額は，この最終保障供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

⑶　不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

39　供給の中止または使用の制限もしくは中止

⑴　当社または当該配電事業者は，託送約款等に定めるところにより，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

⑵　当社は，⑴によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

40　損害賠償の免責

⑴　10（供給の開始）⑵によって需給開始日を変更した場合，39（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し，またはお客さまの電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑵　35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または44（需給契約の消滅）によって需給契約が消滅した場合もしくは46（解約）によって需給契約を解約した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑶　その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には，当社は，

お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

41　設備の賠償

⑴　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

修理費

ロ　亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

⑵　お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

Ⅵ　契約の変更および終了

42　需給契約の変更

⑴　お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

⑵　お客さまからの申込みがあり，かつ，当社が，49（工事費負担金等の申受けおよび精算）の工事費負担金等（お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，実費または実費相当額をいいます。）の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，お客さまが当該工事費負担金等をあらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお支払われないときには，当社は，原則として，当該申込みの承諾を取り消します。この場合，当社が受け付けた当該申込みは取消しがなされたものといたします。

43　名義の変更

合併その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

44　需給契約の消滅

⑴　お客さまがこの最終保障供給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

⑵　需給契約は，次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　需給契約は契約使用期間満了日をもって消滅するものといたします。こ

の場合には，当社は，契約使用期間満了日の翌日を需給契約の消滅日といたします。

ロ　46（解約）によって，当社が需給契約を解約した場合は，解約日に需給契約は消滅するものといたします。

ハ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ニ　お客さまが当社に廃止通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

ホ　当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

45　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算

次の場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，供給設備を施設する際に臨時工事費を申し受けた場合または非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

⑴　需給契約が消滅する場合で，当社または当該配電事業者が供給設備を新たに施設し，お客さまがその供給設備を利用されてから１年に満たないときには，次の金額を精算いたします。ただし，お客さまが引き続き供給設備を利用され，その結果，その供給設備を利用されてから１年以上使用されることとなった部分については，精算いたしません。

なお，当社が必要とする場合は，工事費の精算に関する契約書を作成することがあります。

イ　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

ロ　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，

当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

⑵　お客さまが契約電力等を新たに設定し，または増加された後１年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合で，当社または当該配電事業者が供給設備を新たに施設し，お客さまがその供給設備を利用されてから１年に満たないときには，供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，次の金額を精算いたします。

イ　当社の託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

ロ　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

⑶　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない当社または当該配電事業者が供給設備を新たに施設した場合で，お客さまがその供給設備を利用されてから1年に満たないで契約電力を減少しようとされ，かつ，契約電力の減少にともない供給電圧を変更するときには，⑵にかかわらず，お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を精算いたします。

イ　当社の託送約款等に定めるところにより算定した臨時工事費およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額

ロ　当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社が工事費等の精算を受けた場合はその金額

46　解　　約

35（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

47　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法，工事および工事費の負担

48　供給方法，工事および施設

⑴　電気の需給地点は，当社または当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

⑵　その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによります。

⑶　当社の託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合，⑶にかかわらず，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。

49　工事費負担金等の申受けおよび精算

⑴　当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等を算定し，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

なお，特別高圧で電気を供給する場合は，原則として，当該供給に係る申込みを当社が承諾した日から3月以内に工事費負担金をお客さまから申し受けます。

⑵　当社の託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

⑶　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合は，当社は，当社の託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費をお客さまから申し受けます。

⑷　お客さまの需要場所が配電事業者の供給区域に属する場合における工事費負担金等の申受けおよび精算は，⑴，⑵および⑶にかかわらず，次のとおり

といたします。

イ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

なお，特別高圧で電気を供給する場合の工事費負担金の支払いに関する期日は，当該配電事業者の託送約款等に定めるところによります。

ロ　当社が，当該配電事業者から当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

ハ　お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，当該配電事業者の託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。

50　工事費等に関する契約書の作成

当社は，お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，工事費負担金契約書を作成いたします。

Ⅷ　保　　安

51　保安の責任

託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について，保安の責任を負います。

52　保安等に対するお客さまの協力

⑴　託送約款等に定めるところにより，次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には，当社または当該配電事業者は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

⑵　お客さまが，当社または当該配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社または当該配電事業者が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社または当該配電事業者は，⑴に準じて，適当な処置をいたします。

⑶　お客さまが，当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更

をしていただくことがあります。

⑷　当社または当該配電事業者は，必要に応じて，需給開始に先だち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。

附　　則

附　　則

１　この最終保障供給約款の実施期日

この最終保障供給約款は，2026年11月１日から実施いたします。

２　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量および最大需要電力は，21（計量）⑴にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量および最大需要電力は，計量された使用電力量および最大需要電力を，供給電圧と同位にするために，原則として３パーセントの損失修正率によって修正したものといたします。

３　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

⑴　30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合は次によります。

イ　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，ヘおよびトの場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。

ロ　料金の算定期間における最大需要電力の計量は，ヘおよびトの場合を除き，検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。

なお，乗率を有する30分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。

ハ　計量器の読みは，次によります。

㈠　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

㈡　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，付属装置に計量値が記録され，遠隔検針により確認できる計量器により計量する場合は，最小位までといたします。

㈢　乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，30分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の２分の１の値を単位といたします。

ニ　使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

ホ　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

ヘ　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は，トの場合を除き，次によります。

㈠　料金の算定期間における使用電力量は，取付けおよび取外しした電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

㈡　料金の算定期間における最大需要電力は，取付けおよび取外しした30分最大需要電力計ごとにロに準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

ト　計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，託送約款等に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

⑵　記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，16（最終保障電力）⑴ハ㈡，⑵ハ㈡および17（最終保障予備電力）⑴ハ㈡，⑵ハ㈡において，その１月に夏季およびその他季がともに含まれるときの使用電力量については，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で

あん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

⑶　記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，23（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニのときは，次により電力量料金を算定いたします。

イ　23（料金の算定）⑴イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ　23（料金の算定）⑴ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

⑷　記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，23（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニのときは，次により再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

イ　23（料金の算定）⑴イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ　23（料金の算定）⑴ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

４　損失率または託送料金率の変更にともなう切替措置

別表２（市場価格調整）⑴ロに定める損失率またはハに定める託送料金率が，各市場価格調整単価適用期間中に変更された場合は，各市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値または料金率といたします。

５　災害救助法が適用された場合等の特別措置

この最終保障供給約款の適用地域において災害が発生し，原則として災害発

生日から１年以内に，この最終保障供給約款の適用地域が災害救助法第２条第３項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合，または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第２条第１項に定める激甚災害として指定されこの最終保障供給約款の適用地域がその対象地域となった場合で，災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から６月後の月の末日までに，当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）からこの特別措置の適用の申出があるときの料金および必要となるその他の供給条件は，次のとおりといたします。

なお，当社は，お客さまの被害状況を確認するため，必要に応じてり災証明書の提示を求める等の措置を講ずることがあります。

⑴　災害により被害を受けたお客さまの料金について，災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。），および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を，26（料金の支払期日）にかかわらず，それぞれ１月延期いたします。

⑵　災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，料金の算定期間ごとに次の割引を行ない料金を算定いたします。

イ　割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし，23（料金の算定）⑴イ，ロ，ハまたはニの場合は，まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割 引 率

ハに定める割引日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　割引日数

割引日数は，各月の料金の算定期間における，災害により被害を受けた

ときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数とし，30分ごとの使用電力量等にもとづき当社との協議によって定めます。

⑶　災害により被害を受けたお客さまが，災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しないで，需給契約が消滅した後，新たに同一の需要場所において需給契約の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれ，かつ，その申込みが次のいずれにも該当するときは，49（工事費負担金等の申受けおよび精算）⑴にかかわらず，その工事費負担金を申し受けません。

イ　需給契約の契約種別が災害により被害を受けたときの需給契約における契約種別と同一であること。

ロ　契約電力が，災害により被害を受けたときの需給契約の契約電力をこえないこと。

⑷　災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，同一の需要場所において，契約使用期間が１年未満の需給契約の申込みを行なった場合で，その申込みが災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なわれたときは，49（工事費負担金等の申受けおよび精算）⑴にかかわらず，その臨時工事費を申し受けません。

⑸　災害により被害を受けたお客さまの需要場所において，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合，16（最終保障電力）⑴ハおよび⑵ハならびに17（最終保障予備電力）⑴ハおよび⑵ハにかかわらず，災害発生日が属する月から６月後の月の末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金の割引を行ない料金を算定いたします。

⑹　災害により被害を受けたお客さまが，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを災害発生日が属する月の６月後の月の末日までに行なった場合で，その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であるときは，49（工事費負担金等の申受けおよび精算）⑴にかかわらず，原則として，その初回の工事に要した実費を申し受けません。

６　この最終保障供給約款の実施にともなう切替措置

⑴　2026年11月１日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，23（料金の算定）および24（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

⑵　⑴によって日割計算を行なう場合，2026年11月１日の前後の電力量料金に適用する市場価格調整単価の算定に用いる別表２（市場価格調整）⑴ロに定める損失率およびハに定める託送料金率は，附則４（損失率または託送料金率の変更にともなう切替措置）にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　2026年10月の検針日から2026年10月31日まで

市場価格調整単価適用期間の始期に適用されている値および料金率といたします。

ロ　2026年11月１日から2026年11月の検針日の前日まで

2026年11月１日に適用している当社の託送約款等に定める値および料金率といたします。

７　工事費負担金の支払いに関する期日についての経過措置

特別高圧で電気を供給する場合で，この最終保障供給約款実施の際現に当該供給に係る申込みを当社が承諾しており，かつ，お客さまが49（工事費負担金等の申受けおよび精算）の工事費負担金を支払われていないときは，49（工事費負担金等の申受けおよび精算）⑴なお書にかかわらず，当社は，原則として，工事費負担金契約書に定める支払いに関する期日または2026年12月31日のいずれか遅い日までに工事費負担金をお客さまから申し受けます。

別　　表

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

⑴　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を，インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

⑵　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロおよびハの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，ハの場合を除き，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。

ハ　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう４月の検針日は，５月１日といたします。

⑶　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に⑴に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，最終保障予備電力Ａまたは最終保障予備電力Ｂの場合，その１月

の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。ただし，常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには，使用電力量は，再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上，常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失修正率で修正したものといたします。

また，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

㈠　㈡および㈢の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

㈡　当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，㈢の場合を除き，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう検針日は，計量日といたします。

㈢　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備

電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう４月の検針日は，５月１日といたします。

２　市場価格調整

⑴　市場価格調整額の算定

イ　平均市場価格

１キロワット時あたりの平均市場価格は，翌日取引を行なうための卸電力取引市場における各平均市場価格算定期間のスポット市場価格の合計を，各平均市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお，平均市場価格の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　損 失 率

当社の託送約款等に定める値といたします。

ハ　託送料金率

㈠　高圧で電気の供給を受ける場合

当社の託送約款等に定める高圧標準接続送電サービスの電力量料金率といたします。

㈡　特別高圧で電気の供給を受ける場合

当社の託送約款等に定める特別高圧標準接続送電サービスの電力量料金率といたします。

ニ　補正後平均市場価格

１キロワット時あたりの補正後平均市場価格は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，補正後平均市場価格の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

$$\text{補正後平均市場価格} = \left(\text{イによって算定された平均市場価格（消費税等相当額を加えたものといたします。）} \times \frac{1}{1 - \text{ロの損失率}}\right) + \text{ハの託送料金率}$$

ホ　市場価格調整単価

市場価格調整単価は，次によって算定された値といたします。

⑴　１キロワット時あたりの平均市場価格が３円51銭を下回る場合

市場価格調整単価は，次のとおりといたします。

a　最終保障電力Ａ

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	**３円　83 銭**	**３円　62 銭**
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	**３円　50 銭**	**３円　31 銭**
	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	**３円　50 銭**	**３円　31 銭**

b　最終保障電力Ｂ

		夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	標準電圧 6,000 ボルトで供給を受ける場合	**３円　83 銭**	**３円　62 銭**
	標準電圧 20,000 ボルトまたは 30,000 ボルトで供給を受ける場合	**３円　50 銭**	**３円　31 銭**
	標準電圧 70,000 ボルトで供給を受ける場合	**３円　50 銭**	**３円　31 銭**

⑵　１キロワット時あたりの平均市場価格が３円51銭以上となり，かつ，１キロワット時あたりの補正後平均市場価格が⑵の調整基準単価以下となる場合

市場価格調整単価は，零といたします。

⑶　１キロワット時あたりの補正後平均市場価格が⑵の調整基準単価を上回る場合

市場価格調整単価は，補正後平均市場価格から⑵の調整基準単価を差し引いた値といたします。

ヘ　市場価格調整単価の適用

平均市場価格算定期間の補正後平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は，その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

㈠　各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，㈡および㈣の場合を除き，次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	市場価格調整単価適用期間
毎年１月21日から ２月20日までの期間	その年の３月の検針日から ４月の検針日の前日までの期間
毎年２月21日から ３月20日までの期間	その年の４月の検針日から ５月の検針日の前日までの期間
毎年３月21日から ４月20日までの期間	その年の５月の検針日から ６月の検針日の前日までの期間
毎年４月21日から ５月20日までの期間	その年の６月の検針日から ７月の検針日の前日までの期間
毎年５月21日から ６月20日までの期間	その年の７月の検針日から ８月の検針日の前日までの期間
毎年６月21日から ７月20日までの期間	その年の８月の検針日から ９月の検針日の前日までの期間
毎年７月21日から ８月20日までの期間	その年の９月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年８月21日から ９月20日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年９月21日から 10月20日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年10月21日から 11月20日までの期間	その年の12月の検針日から 翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の１月の検針日から ２月の検針日の前日までの期間
毎年12月21日から 翌年の１月20日までの期間	翌年の２月の検針日から ３月の検針日の前日までの期間

㈡　当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，㈣の場合を除き，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう検針日は，計量日といたします。

㈣　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電

力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう各月の検針日は，その月の初日といたします。

ト　市場価格調整額

市場価格調整額は，その１月の使用電力量にホによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

⑵　調整基準単価

調整基準単価は，16（最終保障電力）⑴ハ㈡，⑵ハ㈡に定める料金率（夏季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は，夏季料金とし，その他季に使用された電気に係る市場価格調整単価に適用する場合は，その他季料金といたします。）に別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が37,500円を下回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし，別表３（燃料費調整）⑴イによって算定された平均燃料価格が37,500円を上回る場合は，別表３（燃料費調整）⑴ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものとし，別表４（加重平均市場価格調整）⑴イによって算定された加重平均市場価格が10円82銭を下回る場合は，別表４（加重平均市場価格調整）⑴ロによって算定された加重平均市場価格調整単価を差し引いたものとし，別表４（加重平均市場価格調整）⑴イによって算定された加重平均市場価格が10円82銭を上回る場合は，別表４（加重平均市場価格調整）⑴ロによって算定された加重平均市場価格調整単価を加えたものといたします。

⑶　市場価格調整単価のお知らせ

当社は，⑴ホによって算定された市場価格調整単価を，インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

３　燃料費調整

⑴　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0338

β＝0.0324

γ＝1.3547

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑴　１キロリットル当たりの平均燃料価格が37,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価}=(37{,}500\text{円}-\text{平均燃料価格})\times\frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

㈡　１キロリットル当たりの平均燃料価格が37,500円を上回る場合

$$燃料費調整単価＝（平均燃料価格－37,500円）\times\frac{(2)の基準単価}{1,000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

㈠　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，㈡および㈢の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から１月31日までの期間	その年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から２月28日までの期間（閏年の場合は，２月29日までの期間）	その年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間

㈡　当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，㈢の場合を除き，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間

は，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう検針日は，計量日といたします。

㈡　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，㈠に準ずるものといたします。この場合，㈠にいう各月の検針日は，その月の翌月初日といたします。

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

⑵　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，年度および燃料費調整単価適用期間ごとに設定し，その年度が開始するまでにインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。なお，基準単価の取扱いにおいて，年度とは，高圧500キロワット未満の契約種別の場合は５月分から翌年の４月分の料金までの期間，高圧500キロワット以上および特別高圧の契約種別の場合は４月分から翌年の３月分の料金までの期間といたします。ただし，2026年度においては，高圧500キロワット未満の契約種別の場合は11月分から翌年の４月分の料金までの期間，高圧500キロワット以上および特別高圧の契約種別の場合は11月分から翌年の３月分の料金までの期間といたします。

⑶　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，⑴イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および⑴ロによって算定された燃料費調整単価を，インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

４　加重平均市場価格調整

⑴　加重平均市場価格調整額の算定

イ　加重平均市場価格

１キロワット時当たりの加重平均市場価格は，各加重平均市場価格算定期間における調整時間帯ごとの単純平均スポット市場価格にその加重平均市場価格算定期間および調整時間帯に対応する時間帯比率をそれぞれ乗じてえた値の合計といたします。

なお，加重平均市場価格および各加重平均市場価格算定期間における調整時間帯ごとの単純平均スポット市場価格の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　加重平均市場価格調整単価

１キロワット時当たりの加重平均市場価格調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，加重平均市場価格調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑷　１キロワット時当たりの加重平均市場価格が 10 円 82 銭を下回る場合

加重平均市場価格調整単価

＝（10 円 82 銭－加重平均市場価格）×⑵の調整係数

⑹　１キロワット時当たりの加重平均市場価格が 10 円 82 銭を上回る場合

加重平均市場価格調整単価

＝（加重平均市場価格－10 円 82 銭）×⑵の調整係数

ハ　加重平均市場価格調整単価の適用

各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された加重平均市場価格調整単価は，その加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

⑷　各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間は，⑹および⑻の場合を除き，次のとおりといたします。

加重平均市場価格算定期間	加重平均市場価格調整単価適用期間
毎年２月21日から ３月20日までの期間	その年の４月の検針日から ５月の検針日の前日までの期間
毎年３月21日から ４月20日までの期間	その年の５月の検針日から ６月の検針日の前日までの期間
毎年４月21日から ５月20日までの期間	その年の６月の検針日から ７月の検針日の前日までの期間
毎年５月21日から ６月20日までの期間	その年の７月の検針日から ８月の検針日の前日までの期間
毎年６月21日から ７月20日までの期間	その年の８月の検針日から ９月の検針日の前日までの期間
毎年７月21日から ８月20日までの期間	その年の９月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年８月21日から ９月20日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年９月21日から 10月20日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年10月21日から 11月20日までの期間	その年の12月の検針日から 翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の１月の検針日から ２月の検針日の前日までの期間
毎年12月21日から 翌年の１月20日までの期間	翌年の２月の検針日から ３月の検針日の前日までの期間
翌年１月21日から ２月20日までの期間	翌年の３月の検針日から ４月の検針日の前日までの期間

(ﾛ) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，(ﾊ)の場合を除き，各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう検針日は，計量日といたします。

(ﾊ) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さままたは特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各加重平均市場価格算定期間に対応する加重平均市場価格調整単価適用期間は，(ｲ)に準ずるものといたします。この場合，(ｲ)にいう各月の検針日は，その月の初日といたします。

ニ　加重平均市場価格調整額

加重平均市場価格調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された加重平均市場価格調整単価を適用して算定いたします。

⑵　調整係数

調整係数は，年度および加重平均市場価格調整単価適用期間ごとに設定し，その年度が開始するまでにインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。なお，調整係数の取扱いにおいて，年度とは，高圧500キロワット未満の契約種別の場合は５月分から翌年の４月分の料金までの期間，高圧500キロワット以上および特別高圧の契約種別の場合は４月分から翌年の３月分の料金までの期間といたします。ただし，2026年度においては，高圧500キロワット未満の契約種別の場合は11月分から翌年の４月分の料金までの期間，高圧500キロワット以上および特別高圧の契約種別の場合は11月分から翌年の３月分の料金までの期間といたします。

⑶　加重平均市場価格調整単価等のお知らせ

当社は，⑴イの調整時間帯，時間帯比率，各加重平均市場価格算定期間における調整時間帯ごとの単純平均スポット市場価格および加重平均市場価格ならびに⑴ロによって算定された加重平均市場価格調整単価を，インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

５　日割計算の基本算式

⑴　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，23（料金の算定）⑴ハまたはニに該当する場合は，次のとおりといたします。

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

⑵　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴にいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始

の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

⑶　20（料金の算定期間）⑵の場合は，⑴にいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴にいう検針期間の日数は，⑵に準ずるものといたします。この場合，⑵にいう検針日は，計量日といたします。

⑷　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の⑴にいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

⑸　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，⑴の日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。